

福岡市における地域に関わる専門職の現状と比較（平成27年1月）

	ボランティアコーディネーター	区社協校区担当職員（CW）	地域福祉ソーシャルワーカー（CSW）	地域包括支援センター
所属・援助技術	福岡市社会福祉協議会職員（臨時職員） ※ボランティアセンターに在籍 【主たる援助技術】 <u>ボランティアコーディネーション</u> …要支援者とボランティアの調整	福岡市社会福祉協議会職員（一部嘱託職員） ※各区社会福祉協議会に在籍 【主たる援助技術】 <u>コミュニティオーガニゼーション</u> …地域の既存団体を強化することにより地域の課題解決力を高める実践	福岡市社会福祉協議会職員 ※地域福祉課地域支援係に在籍 【主たる援助技術】 <u>コミュニティソーシャルワーク</u> …地域で要支援者を支える実践と要支援者を支える地域づくりの実践とを一体的に展開	福岡市から運営を受託した法人の職員 【主たる援助技術】 高齢者の尊厳の尊重と自立支援を目指し、ニーズや生活課題に応じた支援及びその調整
地域に関わる主な業務内容	①ボランティア活動希望者の支援 ・希望する活動内容の把握 ・活動先（主に福祉施設）へのコーディネート ・登録ボランティアの実活動率向上策の検討・研究 ②障がい者等の就労準備支援 ・相談機関との連携による社会参加のきっかけとしてのボランティア体験のコーディネート ③マッチング困難な依頼への対応 ・区社協に寄せられたボランティア依頼でコーディネート困難なケースの支援	①地域支援（地域福祉活動に携わる団体等への支援） ・各種会議・事業への参加等を通じた地域課題の把握・共有、解決に向けた取り組みの支援など ・地域福祉に関する団体・専門機関等のネットワーク構築 ・地域福祉活動の担い手の養成 ②個別支援 ・地域福祉活動者では対応困難な複合多問題（高齢と障がいの親子、虐待と生活困窮など）、制度の狭間（ごみ屋敷、近隣からの排除など）、支援拒否といった課題を抱えた個別ケースの支援と、それを通じた地域福祉活動への展開・充実に向けた支援 ・個別のボランティア依頼への対応（区ボランティアセンターのボランティアコーディネーター業務を兼務）	①地域支援（地域福祉活動に携わる団体等への支援） ・各種会議・事業への参加等を通じた地域課題の把握・共有、解決に向けた取り組みの支援など ・「校区福祉のまちづくりプラン」策定支援 ・地域福祉に関する団体・専門機関等のネットワーク構築 ②個別支援 ・地域福祉活動者では対応困難な複合多問題（高齢と障がいの親子、虐待と生活困窮など）、制度の狭間（ごみ屋敷、近隣からの排除など）、支援拒否などの課題を抱えた個別ケースの支援と、それを通じた地域福祉活動への展開・充実に向けた支援 ③地域の福祉課題の分析など ・地域福祉課題の解決に有効な支援策の検討・研究、マニュアル・事例集等の作成を通じた他校区への普及啓発 ・配置区での先駆的取り組み等への支援	①総合相談支援業務 ・高齢者に関する総合相談窓口 ②介護予防ケアマネジメント業務 ・二次予防事業対象者に対する介護予防ケアプランの作成など ③権利擁護業務 ・成年後見制度の活用促進、高齢者虐待への対応など ④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ・地域ケア会議等を通じた自立支援型ケアマネジメントの支援 ・ケアマネージャーへの日常的個別指導・相談 ・支援困難事例等への指導・助言 ・包括的・継続的ケアマネジメントの環境整備（関係機関との連携体制構築支援、介護支援専門員同士のネットワーク構築支援と実践力向上支援）
繋がりが強い領域	・個人登録ボランティア ・福祉施設のボランティア担当者 ・社協（CSW、CW） ・障がい者各種相談機関	・校区社協 ・民生委員児童委員 ・公民館 ・社会福祉施設 ・地域包括支援センター ・行政 ・当事者団体 ※地縁組織と密着した関係	・校区社協 ・自治協（各種団体） ・民生委員児童委員 ・公民館 ・社会福祉施設 ・地域包括支援センター ・行政 ・当事者団体 ※地縁組織と密着した関係	・居宅介護支援事業所（ケアマネージャー） ・介護保険サービス事業所 ・医療機関 ・民生委員児童委員 ・行政 ・社協 ※医療・介護における多職種との連携関係
配置エリア	・市社協（ボランティアセンター）に2名配置	・各区に3名～4名配置（市内25名） ・1名あたり概ね6～8校区担当	・各区に1名配置（市内7名） ・1名あたり原則2校区担当	・概ね中学校圏域に設置（市内39か所） ・1センターに3職種（社会福祉士・主任ケアマネ・保健師）3～4名配置 ・3職種のほかプランナーであるケアマネを複数配置

※厚生労働省資料に基づき記載

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）	
第1層（市町村区域）	第2層（中学校区域）
職種・資格や雇用形態は一律の限定なし （地域の実情に応じ多様化） ※地域における助けあいや生活支援・介護予防サービスの提供実績がある者、中間支援団体等で地域でコーディネート機能を適切に担える立場の者であって、国や都道府県が実施する研修を修了した者が望ましい。	
①資源開発 ・不足するサービスの創出 ・サービスの担い手養成 ・元気高齢者等の活動の場確保 ②ネットワーク構築 ・関係者間の情報共有 ・サービス提供主体間の連携の体制づくり ・圏域の協議体への参画	①資源開発（具体的活動展開） ・不足するサービスの創出 ・サービスの担い手養成 ・元気高齢者等の活動の場確保 ②ネットワーク構築（具体的活動展開） ・関係者間の情報共有 ・サービス提供主体間の連携の体制づくり ・圏域の協議体への参画 ③ニーズと取り組みのマッチング ・地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチング
・行政機関（市町村、地域包括支援センター等） ・地域の関係者（NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、ボランティア団体、介護サービス事業者等）	
地域包括支援センターとの連携を前提とした上で、配置先や市町村ごとの配置人数等は限定せず、地域の実情に応じた多様な配置を可能とする。	